

令和4年度第1回広島市大規模小売店舗立地審議会 会議概要

- 【日時】 令和4年7月8日（金）9時15分～11時30分
【場所】 広島市中区地域福祉センター5階 大会議室1・2
【出席委員】 委員8名中6名出席
塚井誠人（会長）、伊藤雅、井上愛美、折本寿子、小林文香、三浦浩之
【議題】 (1) 広島市大規模小売店舗立地審議会の公開に関する取扱要領の制定について
(2) 届出案件に対する意見聴取

【対象店舗】

フタバ図書 TSUTAYA GIGA 上安店
フタバ図書 TSUTAYA GIGA 宇品店
エブリー舟入南店

【公開・非公開の別】 公開

【傍聴者】 1名

【配付資料】 別添のとおり

【会議要旨】

議題(1)

<主な質疑内容等>

- 質問 1-1 取扱要領第7条第4項は、携帯電話等が普及した現在において、使用を制限することは無理なのではないか。メモ代わりの使用も制限の対象となるのか。
- 回答 1-1 全く使用できないとするものではない。必要に応じて認める。
(事務局：指摘のとおり、案から読み取れない部分もあったため、案を一部修正することとする。)

議題(2)

・フタバ図書 TSUTAYA GIGA 上安店

<主な質疑内容等>

- 質問 2-1 駐車場No.1から駐車場No.2には行けないのか。
- 回答 2-1 行くことはできるが、一度道路に出る必要がある。
- 質問 2-2 廃棄物運搬車両が出入口No.2を利用すれば全体の騒音の数値を下げるができるのではないのか。
- 回答 2-2 既にその運用をしている。収集の音で数値が高くなっている。現在までに苦情はないが、今後必要が生じた場合は、見直し等検討する。
- 質問 2-3 防犯カメラの画角はどうなっているか。
- 回答 2-3 トラブルがあった時には対応できるよう、死角が少ないような形で場内に設置をしている。

・フタバ図書 TSUTAYA GIGA 宇品店

<主な質疑内容等>

- 質問 3-1 出入口No.1の交通対策はあるか。
- 回答 3-1 現時点では特にはないが、問題は生じていないと認識している。今後状況に応じて対応する。
- 質問 3-2 店舗東側に防音対策がされていないように感じるが、これまで近隣から苦情が寄せられたり、トラブルになったりしたことはないか。また、遮蔽はどのようになっているか。
- 回答 3-2 特にはない。遮蔽については、スロープ部分は1mくらいの立ち上げがある。
- 質問 3-3 コンビニの搬入時間を調整して運用することはできないのか。
- 回答 3-3 現時点では運用の変更は検討していない。
- 質問 3-4 駐車場No.1に駐車場No.2を利用することができることの案内はあるか。
- 回答 3-4 ある。駐車場No.1の利用頻度は低い。

・エブリイ舟入南店

<主な質疑内容等>

- 質問 4-1 横に老人ホームがあることから、朝5時から6時台の搬入が重なった時などは配慮をお願いします。場内に来店客がいない時間帯であることから、後進ブザー音を鳴らさないような運用をすることも可能か。
- 回答 4-1 建物に横付けする等の運用は可能である。
- 質問 4-2 フードロスへの取り組みはどのように対応しているか。
- 回答 4-2 必要以上に仕入れず、売り切るようにしている。廃棄も一般的な店舗と比較すると少ないと認識している。
- 質問 4-3 シャトラーゼにイトインはあるのか。
- 回答 4-3 ない。
- 質問 4-4 近隣に学校があるため、通学時間帯の搬入ルートがどのようになっているか知りたい。
- 回答 4-4 前面道路は小学校の通学路には指定されていない。
- 質問 4-5 2階駐車場エスカレーター付近に福祉車両の駐車場を設けてはどうか。
- 回答 4-5 思いやり駐車場を設置する。
- 質問 4-6 1階は歩行者通路があるが、2階にないのはなぜか。
- 回答 4-6 1階は歩道からの動線があるため設けた。

【審議結果】

議題(1)

一部修正のうえ、可決。

議題(2)

・フタバ図書 TSUTAYA GIGA 上安店

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づく意見については、特段の意見を述

べる必要がないと認める。

・フタバ図書 TSUTAYA GIGA 宇品店

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づく意見については、特段の意見を述べる必要がないと認める。

・エブリイ舟入南店

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づく意見については、特段の意見を述べる必要がないと認める。

但し、要請事項として、次のとおり申し添えるのが望ましい。

《要請事項》

場内の安全について今一度確認し、特に繁忙時の安全性に配慮すること。